

# 一般社団法人 日本認知症予防学会 認知症予防専門臨床検査技師 規則

## 第1章 総則

第1条 日本認知症予防学会（以下、「本学会」という）では、今後急増すると想定される認知症患者に対する診療、介護や福祉に関する社会的ニーズに対応するため、認知症予防活動を推進する臨床検査技師の育成を目指し、認知症予防専門臨床検査技師育成セミナーを開講し、既定の要件を満たした者に対して認知症予防専門臨床検査技師を認定する。

## 第2章 認知症予防専門臨床検査技師制度委員会

第2条 認知症予防専門臨床検査技師を認定するため、認知症予防専門臨床検査技師制度委員会（以下「制度委員会」という）を設ける。

第3条 制度委員会は、認知症予防専門臨床検査技師認定の円滑な実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。

## 第3章 認知症予防専門臨床検査技師の認定

第4条 認知症予防専門臨床検査技師の認定を申請する者は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 日本国の臨床検査技師免許を有すること。
- (2) 申請時において、本学会会員歴が2年以上であること。なお、会員歴は年度単位で計算する。
- (3) 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下日臨技）が認定する認定認知症領域検査技師制度の認定者であること。
- (4) 本学会の指定する認知症予防専門臨床検査技師育成セミナーの受講歴があること。
- (5) 本学会の会員であること。

第5条 認知症予防専門臨床検査技師の認定審査を希望する者は、次の各号に定める申請書類を本学会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防専門臨床検査技師認定申請書
- (2) 認定認知症領域検査技師認定証の写し
- (3) 認知症予防専門臨床検査技師育成セミナーの受講証明書

第6条 認知症予防専門臨床検査技師の審査は、制度委員会において書類審査を実施する。

第7条 制度委員会は、審査結果を理事会に報告するとともに、認知症予防専門臨床検査技師の認定を行う。

第8条 制度委員会が認知症予防専門臨床検査技師として認定し、認定料を納めた者に対して、本学会は認知症予防専門臨床検査技師認定証を交付し、認知症予防専門臨床検査技師名簿に登録し、氏名等を本学会ホームページにて公表する。

第9条 認定に係る認知症予防専門臨床検査技師認定料は5,000円とする。なお、既納の認定料はいかなる理由があっても返還しない。

第10条 認知症予防専門臨床検査技師認定の有効期間は、交付の日より5年間とする。

2 第4条の規定によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

#### 第4章 認知症予防専門臨床検査技師の認定更新

第11条 本学会の認定を受けた認知症予防専門臨床検査技師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第12条 認知症予防専門臨床検査技師認定更新申請者は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 本学会の指定する認知症予防専門臨床検査技師育成セミナーの受講歴を認定更新期間内に1回は有する事。
- (2) 日臨技が定めた認定認知症領域検査技師制度の認定者であること
- (3) 本学会の会員である者

第13条 認知症予防専門臨床検査技師認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を更新料とともに本学会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防専門臨床検査技師認定更新申請書
- (2) 認定認知症領域検査技師認定証の写し
- (3) 認知症予防専門臨床検査技師育成セミナー認定期間内の受講証

第14条 更新に係る費用は 5,000 円とする。なお、既納の更新料はいかなる理由があっても返還しない。

## 第5章 認知症予防専門臨床検査技師の資格喪失

第15条 認知症予防専門臨床検査技師は、次の各号の理由により、制度委員会の議決を経て、認知症予防専門臨床検査技師の資格を喪失する。

- (1) 認知症予防専門臨床検査技師の資格を辞退したとき
- (2) 認知症予防専門臨床検査技師の認定更新をしなかったとき
- (3) 規則第12条に定める認定更新要件を満たさないと制度委員会が判断したとき

第16条 認知症予防専門臨床検査技師としてふさわしくない行為があったときは、制度委員会の審議を経て、理事長が認知症予防専門臨床検査技師の認定を取り消すことがある。ただし、制度委員会は弁明する機会を与えなければならない。

## 第6章 規則の変更

第17条 この規則の変更については、制度委員会の議を経て理事会で議決するものとする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。